

射水市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年9月29日

射水市長 夏野元志

射水市条例第26号

射水市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

射水市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条例(平成20年射水市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中「起算して5年以内」を「令和5年3月31日まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。